

CrossFit HACHINOHE（以下、当ジムといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

#### ■第1条 運営管理

当ジムの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は当ジム事業者が行います。

#### ■第2条 適用範囲

本規約は、当ジムを利用するすべての会員（ビジター含む）に適用され、会員は入会申込時に本規約に同意したものとします。

#### ■第3条 入会条件

当ジムに入会できる方は、各要件を満たし、当ジムの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、当ジムを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。必要により医師の健康証明書の提出を求めますので、その際は医師の健康証明書の提出が入会条件となります。

暴力団構成員等、会員の円滑な当ジムの利用に支障を来す可能性がある方、その他当ジムが不適当と認める方は、入会を認めません。また、入会後であっても、これらの事象が判明した時点で退会していただきます。

入会する本人（ビジター含む）が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。16歳未満の会員（ビジター含む）は、常に親または法定後見人の監督を受けなければなりません。

#### ■第4条 入会手続き

当ジムに入会する方は所定の入会手続きを行い、当ジムの承認を得た上、当ジムが定める入会費をお支払いいただきます。

当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

#### ■第5条 会費

会員は、当ジムの定める会費を、所定の方法で当ジムに支払わなければなりません。

会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は当ジムが定めるものとします。（月会費は会員が当ジムの会員資格を有する限り、当ジムの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

#### ■第6条 プラン変更

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当ジムに所定の変更手続きを行うことにより、翌月から月プランを変更することができます。10日を過ぎた場合は、

当ジムの事務手続き上、翌々月での変更となります。

#### ■第7条 休会

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当ジムに所定の方法で休会を申し出ることにより翌月から休会することができます。当ジムの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月での変更となります。

一回の届出による休会期間は3ヶ月間とし、休会費は当ジムの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会を申し出てください。

休会延長の申し出がない限り、休会3か月経過後は休会前のプランに自動的に変更することとなります。

#### ■第8条 退会

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当ジムに所定の退会手続きを行うにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、当ジムの事務手続き上、翌々月での退会となります。なお、当ジムが退会手続きを受領しない限り、会費支払義務は発生するものとします。

#### ■第9条 除名

当ジムは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名とすることができます。また、それ以降の入会を認めません。除名された場合、会員は会員資格を失うこととします。

- ・当ジムの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全てお支払いいただきます。）
- ・当ジムの施設・機材を故意に毀損したとき。
- ・本規約、その他当ジムが定める規則に違反したとき。
- ・当ジムの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
- ・入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ・会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ・伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ・当ジムの合理的な指示・指導に従わないとき。
- ・その他当ジムが、社会通念に照らし、当ジム会員としてふさわしくないと認められたとき。

#### ■第10条 会員資格の喪失

会員が以下の項目に該当した場合、会員資格を喪失したものとします。

- ・当ジムを退会されたとき。
- ・当ジムを除名されたとき。
- ・会員が死亡したとき。
- ・当ジムが閉店したとき。

#### ■第11条 休業

当ジムは、原則として別途定める日を休業日とします。休業日には定休日のほか、諸施設の補修、会場整備、その他当ジムの都合による休業日を含みます。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

#### ■第12条 臨時休業

当ジムは、次の事由により当ジムの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- ・台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当ジムの業務遂行に支障があるとき。
- ・施設の改造または補修工事実施のとき。
- ・法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- ・施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- ・その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

#### ■第13条 盗難・紛失・事故

当ジム内（駐車場含む）で発生した紛失、盗難、事故については一切責任を負わないものとします。

会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならないものとします。

#### ■第14条 治安

当ジムは、会員及びスタッフの健康、安全、福祉を重視し、不当、脅迫、わいせつ、嫌がらせ、傷害、その他違法な行為、迷惑行為を許しません。

当ジムは、その行動を判断し、それに応じて対応する権利を有します。この権利には、容認できない行為を行った会員の会員資格の除名が含まれます。

会員は、会員自らもしくは、会員のゲスト、扶養している家族の故意または過失により当ジム内（駐車場含む）の所有物に損害を与えた場合、または会員および会員の所有物に損害を与え場合、その損害を賠償するものとします。

#### ■第15条 損害賠償

当ジムは、会員（ビジター含む）が本サービスを利用することにより生じた怪我、疾病、体調不良、死亡、その他の損害について、当ジムの重大な過失または故意による場合を除き、一切の責任を負いません。

会員が自己の行動によって、他の会員、トレーナー、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と負担においてこれを解決するものとし、当ジムに対して一切の損害賠償請求を行わないものとします。

会員が当ジムの施設・設備を破損、毀損、または汚損した場合、会員は当ジムに対して、修理費用およびその他の損害を賠償する責任を負います。

天災地変、火災、停電、その他の不可抗力によって本サービスの提供が困難となった場

合、当ジムは一切の損害賠償責任を負わないものとします。

#### ■第16条 肖像権

当ジムは、当ジム内での会員の活動を写真、動画撮影し、ホームページ、SNS等インターネットウェブサイトに掲載するなど、商業目的に利用することがあります。また、指導活動の一環として利用することがあります。

当ジムの入会にあたっては、肖像を使用することに同意したものとします。

#### ■第17条 営利活動の禁止

施設を利用している際、いかなる営利活動、ビジネス活動も当ジム内で行なってはならない。また、他の会員に対してパーソナルトレーニングなどの営業行為を行うことを禁じます。

#### ■第18条 シューズ

当ジムの会員としてトレーニングを行う場合、適切なシューズを着用することを強く推奨します。裸足でのトレーニングは、各クラスのコーチと運営者の承認が必要です。

当ジムは、シューズの推奨基準を逸脱したことによるいかなる損害や怪我に対しても責任を負いません。

#### ■第19条 喫煙・飲食

当ジム内においては、喫煙は禁止されています。

飲食物は、割れない密閉容器に入れれば、ワークアウトエリアに持ち込むことができます。

#### ■第20条 紛失・忘れ物

会員が当ジムの利用に際して生じた紛失については、当ジムは一切損害賠償・補償等の責を負いません。

忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処理させていただきます。

#### ■第21条 キャンセル

クラスのキャンセルについては、クラス開始30分前までになります。

それまでにキャンセルされなかった場合、予約に利用したチケット等が使用され、払い戻しはいたしません。

#### ■第22条 遅刻

クラスに遅刻した場合、クラスの一部を短縮して参加することが出来ますが、怪我のリスクの観点上、ウォーミングアップを必ず行なってからクラスに合流してもらいます。

15分以上の遅刻に対しては、クラスへの参加はできません。また、予約に使用したチケットのキャンセル、払い戻しは行いません。

#### ■第23条 入場禁止、退場

本規約、その他当ジムが定める諸規則、社会通念上、当ジムが当ジムに相応しくないと判断した場合、一方的に施設内の入場禁止、および退場を命じることが出来ます。

**■第 24 条 規約・会費の改定**

当ジムは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当ジムは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

**■第 25 条**

本規約は 2025 年 3 月 20 日より施行します。